

**SANDEN**

Delivering Excellence

目次

ごあいさつ	2
〔ご参考〕	
決算ハイライト	3
第89期定時株主総会招集ご通知	4
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	6
〔添付書類〕	
事業報告	14
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告書	39
〔ご参考〕	
特集	42
TOPICS	43
セグメント別概況	45
株式についてのご案内	46
株主総会会場ご案内図	末尾

第89期 定時株主総会 招集ご通知

平成26年4月1日 ▶▶▶ 平成27年3月31日

開催日時 ▶▶▶ 平成27年6月19日（金曜日）
午前10時**開催場所** ▶▶▶ 埼玉県本庄市沼和田961番地
サンデンコミュニケーションプラザ 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)**議案** ▶▶▶ 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 取締役等に対する業績連動型
株式報酬等の額および内容
決定の件**サンデンホールディングス株式会社**

証券コード：6444

次の未来へ

当社は、2015年4月1日、更なるグローバル成長を実現していくために、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制の再構築が必要であると判断し、持株会社体制へ移行し、商号を「サンデン株式会社」から「サンデンホールディングス株式会社」に変更致しました。

持株会社体制移行の目的は以下のとおりです。

今後グループ全体の活力を結集し、すべてのステークホルダーの皆さまから信頼される「グローバル・エクセレント・カンパニーズ」となるべく邁進してまいります。

<持株会社体制への移行の目的>

(1) グローバル経営機能の強化

持株会社は、全社最適な経営戦略の企画及び立案と経営資源の最適配分を実現します。

(2) 事業競争力の強化

各事業会社については、責任・権限の明確化や意思決定のスピード化及び事業環境に適した機動的な業務執行により、新たな顧客価値を創造していきます。

(3) 新商品開発力の強化

戦略的なグループ経営資源の配分を行い、新事業領域の拡大に向けた商品開発を加速していきます。

(4) グループ経営効率の追求

グループ全体の共通機能を集約し、専門機能の高度化及び業務の効率化を図ります。

サンデンHD サンデンホールディングス株式会社

事業領域

サンデンAS サンデン・オートモティブクライメイトシステム株式会社

自動車空調システム事業

サンデンAC サンデン・オートモティブコンポーネント株式会社

自動車空調用コンプレッサー事業

サンデンRS サンデン・リテールシステム株式会社

流通システム事業

サンデンLS サンデン・リビングエンパイロメントシステム株式会社

住環境システム事業

サンデンEP サンデン・エンパイロメントプロダクツ株式会社

自然冷媒プロダクツ事業

サンデンAT サンデン・アドバンステクノロジー株式会社

先行技術開発

サンデンBE サンデン・ビジネスエキスパート株式会社

シェアードサービス/ロジスティクス

ごあいさつ



代表取締役社長

山本 満也

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第89期（2014年4月1日～2015年3月31日）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶を申し上げます。

当社は、グループ全体の企業価値を最大化するため、2015年4月1日に持株会社体制へ移行しました。

当連結会計年度の世界経済は、中国および一部新興国の経済成長に減速感があったものの、米国では着実な景気回復が続き、欧州でも金融緩和政策等により改善の兆しが見られるなど、全体的には緩やかな回復基調となりました。

一方、国内では消費税増税による個人消費の落ち込み等もありましたが、追加金融緩和策を背景とする円安・株高に加え、雇用情勢の改善等により景気回復の足取りは確かなものになりつつあります。

このような事業環境の中、更なる企業価値の向上に向け、「環境技術を軸とした売上成長」、「体質改革による事業競争力強化」、「経営システム改革による経営革新」を引き続き重点基本戦略として取り組んでまいりました。

これらの取り組みの結果、通期の売上高は306,984百万円（前年同期比11.7%増）となり、2年連続で過去最高を更新いたしました。営業利益は9,407百万円（前年同期比93.6%増）、経常利益は10,314百万円（前年同期比107.3%増）となり、ともに前期に比べ増益となりました。

サンデングループは今後ともより一層社業の発展に精励いたす所存でございますので、何卒倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2015年6月

売上高

■単体 ■連結

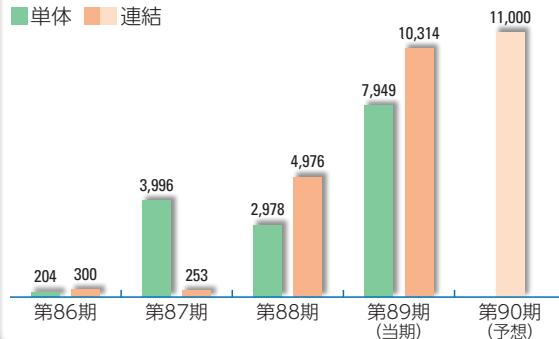
(単位：百万円)



経常利益

■単体 ■連結

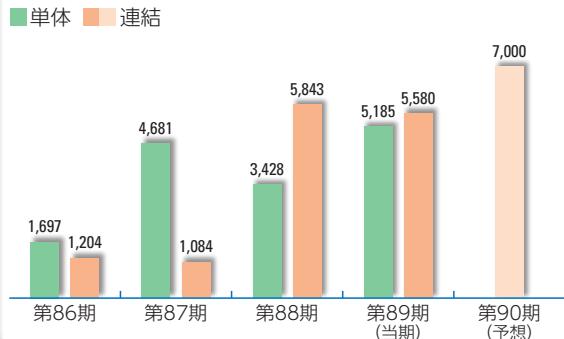
(単位：百万円)



当期純利益

■単体 ■連結

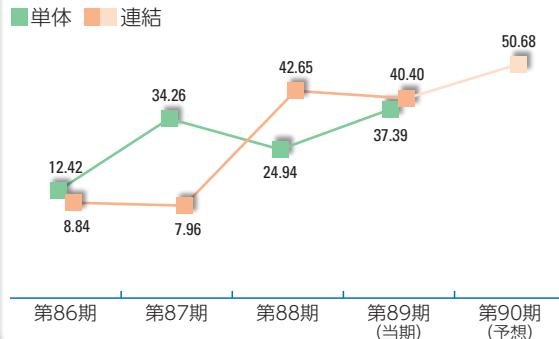
(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

■単体 ■連結

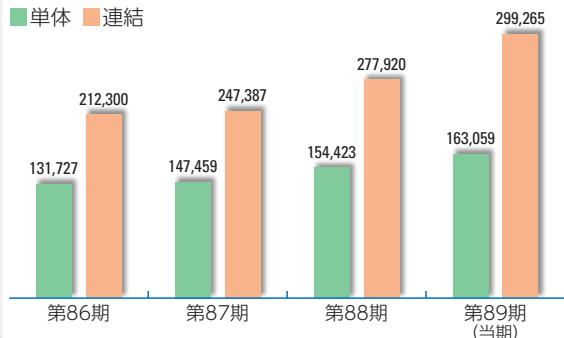
(単位：円)



総資産

■単体 ■連結

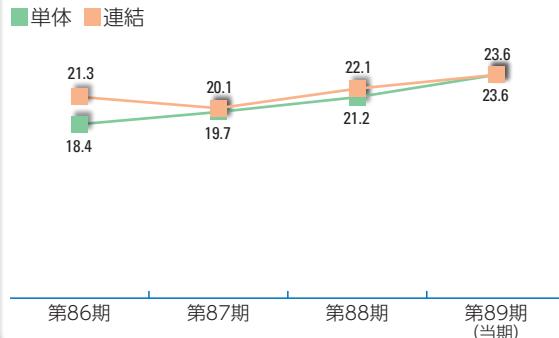
(単位：百万円)



自己資本比率

■単体 ■連結

(単位：%)



(注) 予想は連結のみ公表しております。なお、「総資産」「自己資本比率」の予想は、公表しておりません。

株 主 各 位

証券コード6444
平成27年6月2日

群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデンホールディングス株式会社
代表取締役会長 牛久保 雅美

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、5頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、平成27年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所	埼玉県本庄市沼和田961番地 サンデンコミュニケーションプラザ 会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第89期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第89期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件
4. 議決権の行使 に関する事項	1. 郵送とインターネット等の両方により重複して議決権を行使された場合、インターネット等により行使されたものを、有効な議決権行使とさせていただきます。 2. インターネット等により複数回議決権を行使された場合、最終のものを有効な議決権行使とさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.sanden.co.jp/ir/event/meeting.html>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

以下の3つの方法をご参照のうえ、ご行先でございますようお願い申し上げます。



株主総会に出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月18日（木曜日）午後5時までに到着するようご投函ください。

議決権行使書用紙のご記入方法



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1・第3号議案】

- 賛成の場合 → 「賛」 を○で囲んでください。
- 否認する場合 → 「否」 を○で囲んでください。

【第2号議案】

- 全ての候補者に賛成の場合 → 「賛」 を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合 → 「否」 を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」 を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内にご記入ください。

※各議案につき、賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。



インターネット

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使
<http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力の上、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- 議決権の行使期限は、平成27年6月18日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願い申し上げます。なお、郵送とインターネットの両方により重複して議決権を行使された場合、インターネットにより行使されたものを、有効な議決権行使とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合、最終のものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ってください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。
- パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) パソコン用サイトによる場合
 - 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
 - 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ア. ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
 - イ. PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®
 - ※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
 - ※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- (2) 携帯電話端末用サイトによる場合
 - 128bit SSL (SecureSocketLayer) 暗号化通信が可能である機種であること。
 - なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル(受付時間 9:00~21:00)

電話 0120-652-031

機関投資家向け
議決権行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまは、株式会社「C」が運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第89期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
配当総額は1,387,028,040円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（8名）は、任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役2名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	うし く ぼ まさ よし 牛 久 保 雅 美 (昭和10年1月16日生)	昭和43年4月 当社入社 平成元年6月 代表取締役社長 平成13年6月 代表取締役会長（現任）	1,096,112株
2	はや かわ よし まさ 早 川 芳 正 (昭和18年1月25日生)	昭和57年3月 当社入社 平成13年6月 代表取締役社長 平成22年6月 代表取締役副会長（現任）	292,000株
※3	かん だ きん えい 神 田 金 栄 (昭和24年2月26日生)	昭和47年4月 当社入社 平成11年3月 自販機事業部長 平成19年6月 執行役員新市場開発本部長 平成21年5月 専務執行役員国内営業統括本部長 平成23年4月 専務執行役員流通機器事業本部長 平成26年6月 副社長執行役員（現任）	16,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	たか はし みつぎ 高 橋 貢 (昭 和 25 年 6 月 30 日 生)	昭 和 49 年 4 月 当 社 入 社 平 成 13 年 6 月 取 締 役 兼 執 行 役 員 総 務 部 長 平 成 22 年 6 月 常 務 執 行 役 員 平 成 24 年 6 月 取 締 役 平 成 25 年 6 月 専 務 取 締 役 (現 任)	148,000株
※ 5	さかき ばら つとむ 櫛 原 努 (昭 和 26 年 11 月 28 日 生)	昭 和 49 年 4 月 当 社 入 社 平 成 15 年 6 月 取 締 役 兼 執 行 役 員 財 務 経 理 本 部 長 平 成 21 年 5 月 執 行 役 員 経 理 本 部 長 平 成 25 年 6 月 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 (現 任)	86,000株
6	マ ー ク ウ ル フ ィ グ (M a r k U l f i g) (昭 和 31 年 11 月 14 日 生)	平 成 21 年 10 月 S A N D E N I N T E R N A T I O N A L (U . S . A .) , I N C . 代 表 平 成 22 年 10 月 当 社 執 行 役 員 S A N D E N I N T E R N A T I O N A L (U . S . A .) , I N C . 代 表 兼 S A N D E N M E X I C A N A , S . A . D E C . V . 代 表 平 成 24 年 6 月 専 務 執 行 役 員 S A N D E N I N T E R N A T I O N A L (U . S . A .) , I N C . C E O 兼 S A N D E N I N T E R N A T I O N A L (E U R O P E) L T D . C E O 兼 S A N D E N M E X I C A N A , S . A . D E C . V . 代 表 平 成 25 年 6 月 専 務 取 締 役 (現 任)	—
7	にし かつ や 西 勝 也 (昭 和 39 年 8 月 3 日 生)	昭 和 60 年 4 月 当 社 入 社 平 成 21 年 6 月 取 締 役 兼 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 平 成 24 年 6 月 取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員 経 営 企 画、 経 理、 財 務、 総 務 管 掌 平 成 25 年 6 月 常 務 取 締 役 (現 任)	81,000株
※ 8	かい はつ たか お 海 発 隆 男 (昭 和 29 年 9 月 10 日 生)	昭 和 52 年 4 月 当 社 入 社 平 成 15 年 3 月 I T 本 部 長 平 成 19 年 6 月 執 行 役 員 総 務 本 部 長 平 成 25 年 9 月 環 境 推 進 本 部 長 平 成 26 年 7 月 執 行 役 員 総 務 本 部 長 (現 任)	51,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	お尾 崎 英 外 (昭和20年12月26日生)	昭和43年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社 平成11年6月 トヨタ自動車株式会社 取締役 平成12年7月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長 平成20年6月 あいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 代表取締役会長 平成23年6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 特別顧問 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成26年7月 SVPグローバル・アジアLLC 経営諮問委員(現任)	11,000株
※10	ほう 法 木 秀 雄 (昭和20年5月21日生)	昭和44年4月 日産自動車株式会社入社 平成3年1月 北米日産会社 副社長 平成4年9月 ビー・エム・ダブリュー株式会社(BMWジャパン) 常務取締役 平成8年4月 クライスラー・ジャパン株式会社 代表取締役社長 平成15年4月 早稲田大学ビジネススクール教授(現任)	10,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 尾崎英外氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、トヨタ自動車株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社等における豊富な業務経験を有しており、当社経営に対する監督を強化するとともに、専門的な見地から助言を受けるためであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 法木秀雄氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、日産自動車株式会社、クライスラー・ジャパン株式会社等における豊富な業務経験はもとより、早稲田大学ビジネススクール教授としてのグローバル戦略に関する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映し、経営基盤を強化するためであります。
5. 当社は、米国司法省との間で、自動車空調用コンプレッサーの販売に係る米国独占禁止法に違反する行為があったとして司法取引に合意しております。尾崎英外氏の当社社外取締役就任前に発生した事案ですが、同氏は、日頃から取締役会等において法令等の遵守の視点に立った助言・提言を行っており、発覚後においてはコンプライアンスの重要性を更に強調し法令違反の予防に努めております。
6. 尾崎英外氏は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
- また、法木秀雄氏につきましても、同氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、尾崎英外氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任されますと、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
- また、法木秀雄氏につきましても、同氏が原案どおり選任された場合、当社は、同氏を当該独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、新たに取締役ならびに当社と委任契約を締結している執行役員および参与（海外居住者、社外取締役および非常勤取締役を除く。以下「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議しましたので、ご承認をお願いするものであります。本制度の導入は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。この新たな株式報酬を、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」という。）に在任する当社の取締役等に対し、各事業年度における業績目標の達成度および役位に応じて支給する旨のご承認をお願いするものであります。

これに伴い、取締役の報酬は、平成19年6月22日開催の第81期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬（年額500百万円以内）と、「株式報酬」により構成されることとなります。なお、現在対象となる取締役等の数は、取締役は5名、執行役員は14名、参与は3名であり、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり可決されますと対象となる取締役等の数は、取締役は4名、取締役兼執行役員は3名、執行役員は11名、参与は3名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等への報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績目標の達成度および役位に応じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付および給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。ただし、取締役等が当社株式等の交付等を受けるのは、原則として、取締役等の退任時となります。

(2) 当社が本信託に拠出する金銭の上限

当社は、合計500百万円を上限とする金銭を、対象期間の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託を設定します（以下「本信託」という。）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

(3) 取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

取締役等には、対象期間における業績目標の達成度および役位に応じて、一定のポイントが付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。業績目標の達成度は、連結経常利益率を指標とします。

ポイント付与は、信託期間内において毎年行われます（事業年度の途中で退任した取締役等に対しては、退任時において、在任月数に応じた月割の計算を行ってポイントを付与するものとする。）。取締役等には、取締役等の退任時にポイントの累計（以下「累積ポイント」という。）に応じた当社株式等の交付等が行われます。

取締役等が付与を受けることができるポイントの1年当たりの総数は、305,000ポイントを上限とします。

(4) 取締役等に対する株式交付等

当社の取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイントに応じた数の90%（単元未満株数は金銭換価）に相当する当社株式について本信託から交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。

(ご参考)

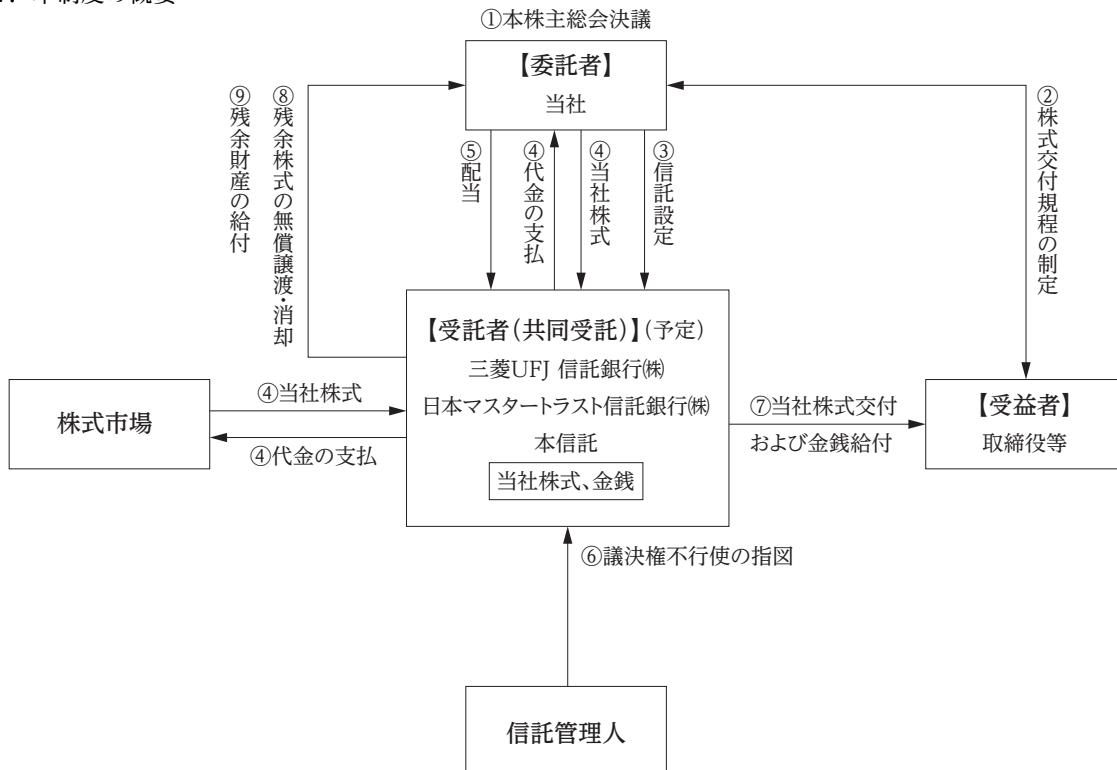
本制度の詳細については、当社平成27年5月22日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社平成27年5月22日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(抜粋)

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役ならびに当社と委任契約を締結している執行役員および参与(海外居住者、社外取締役および非常勤取締役を除く。以下「取締役等」という。)を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。また、取締役等が現に株式の交付を受けるのは、原則として、取締役等の退任時となります。
- (3) 本制度については、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託(以下「B I P 信託」という。)と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国のパフォーマンス・シェア(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、業績目標の達成度および役位に応じて取締役等に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬となります。
- (4) このたびの役員報酬制度の見直しにより、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である監査役の報酬については、「基本報酬」にて構成されます。

2. 本制度の概要



- ①当社は本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ②当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①の総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度および役位に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。取締役等の退任時に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該ポイントに応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付および給付（以下「交付等」という。）されます。
- ⑧信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」という。）を対象として、各事業年度の業績目標の達成度および役位に応じて役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。

(2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額および本信託が取得する株式数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に定められる累積ポイント（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に取締役等であること（対象期間中に新たに取締役等となった者を含む。）
- ② 取締役等を退任していること（※）
- ③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記(5)に定める算定式によって累積ポイントが決定されていること
- ⑤ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、下記(4)第3段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

(4) 信託期間

平成27年8月28日（予定）から平成30年8月31日（予定）までの約3年間とします。

なお、3年後の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で対象期間および信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(5)に定める。）の付与を継続することがあります。

ただし、信託期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対

する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役等に交付等が行われる株式数

信託期間中の毎年6月迄に、同年3月末日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績目標の達成度（※1）および役位に応じて、取締役等に対して一定のポイントが付与されます（※2）。取締役等の退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に依じた調整がなされます。

（※1）業績目標の達成度は、連結経常利益率を指標といたします。

（※2）評価対象事業年度の途中で退任した取締役等については、退任時において、在任月数に応じた月割での計算を行ってポイントを付与するものとします。

(6) 本信託に拠出される信託金の合計額および本信託における取得株式の合計株数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額および本信託における取得株式の合計株数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の合計上限額 500百万円（※）

（※）信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託における取得株式の合計上限株数 915,000株

本信託に拠出する信託金の合計上限額は、現在の当社の取締役等の基本報酬および賞与等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

本株主総会においては、各取締役等に割り当てられる1年当たりの予定ポイント数の総数の上限について、305,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しております。かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付を受けることができる当社株式の株数は、かかる予定ポイント数に相当する株数の上限に服することになります。従って、本信託により取得する当社株式の株数は、かかる1年当たりの予定ポイント数の総数に対象期間の事業年度3を乗じた数に相当する株式数（915,000株）を上限とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金および取得株式数の上限の範囲内で、当社（自己株式処分）または株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(8) 当社の取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

当社の取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められる累積ポイントに応じた数の90%に相当する当社株式（単元未満株数は金銭換価）については本信託から交付を受け、また、残りの当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(5)により当社の取締役等に交付等される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者と

なった者に対して給付されることとなります。

(11) 信託期間終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式（信託期間満了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付等することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託期間終了時または上記(4)第3段落の信託期間の延長時には延長期間の終了時に、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	平成27年8月28日（予定）
⑧信託の期間	平成27年8月28日（予定）～平成30年8月31日（予定）
⑨制度開始日	平成27年9月1日（予定）
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限額	500百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬帰属権利者	当社
⑭残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以上

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

A. 事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、中国および一部新興国の経済成長に減速感があったものの、米国では着実な景気回復が続き、欧州でも金融緩和と政策等により改善の兆しが見られるなど、全体的には緩やかな回復基調となりました。

一方、国内では消費税増税による個人消費の落ち込み等もありましたが、追加金融緩和策を背景とする円安・株高に加え、雇用情勢の改善等により景気回復の足取りは確かなものになりつつあります。

このような事業環境の中、更なる企業価値の向上に向け、「環境技術を軸とした売上成長」、「体質改革による事業競争力強化」、「経営システム改革による経営革新」を引き続き重点基本戦略として取り組んでまいりました。

これらの取組みの結果、通期の売上高は306,984百万円（前年同期比11.7%増）となり、2年連続で過去最高を更新いたしました。営業利益は9,407百万円（前年同期比93.6%増）、経常利益は10,314百万円（前年同期比107.3%増）となり、ともに前期に比べ増益となりました。

当社グループは、グループ全体の企業価値を最大化するため、平成27年4月1日に持株会社体制へ移行し、更なるグローバル成長を加速してまいります。

セグメント別の概況は次のとおりです。

【自動車機器事業】

自動車機器事業においては、中国・アジアにおける車両販売増に加え、当社の強みである環境技術を活かした新規商権獲得等により、売上高は前年同期に比べ増収となりました。

利益については、将来に向けた環境技術開発投資を積極的に行う一方、海外生産拠点の整備を進め、部品の内製化やグローバル部品調達構造改革によるコスト削減、生産性改善効果に加え、為替の影響もあり、前年同期に比べ増益となりました。

その結果、売上高は200,222百万円（前年同期比9.9%増）、営業利益は5,602百万円（前年同期比48.9%増）となりました。

【流通システム事業】

店舗システム事業においては、環境意識やライフスタイルの変化に対応した製品・システム・サービスのトータルな提案・提供により、顧客の成長戦略に貢献し、ビジネスを拡大することができました。その結果、前年同期に比べ、増収となりました。

ベンディングシステム事業においては、国内市場で、当社独自のCO₂ヒートポンプ自販機を基軸に積極的な環境製品の開発とコーヒーサーバー等の新規領域の拡大を図った結果、前年同期に比べ増収となりました。

利益については、増収効果に加え、コスト削減、生産性向上を中心とした体質改革への取組みを継続・徹底した結果、前年同期に比べ増益となりました。

その結果、流通システム事業全体での売上高は94,893百万円（前年同期比17.1%増）、営業利益は6,211百万円（前年同期比75.3%増）となりました。

【その他の事業】

将来の成長に向けた重点基本戦略に基づき、自然系冷媒CO₂を使用したヒートポンプ式給湯機（エコキユート）の国内販売促進、および欧州や中国などグローバル展開を推進しております。加えて環境技術を活かした温水暖房機等において、独自技術の開発を進めるため積極投資を継続し、新たな事業領域の拡大に取り組み、着実に歩みを進めております。

B. 設備投資の状況

当社グループでは、グローバルの生産体制強化および現地調達化・内製化等を目的に、総額133億円の設備投資を実施いたしました。

(a) 当連結会計年度中に完成した主要設備

・自動車機器事業

SANDEN MANUFACTURING EUROPE S.A.S.	コンプレッサー生産設備の増設
SANDEN MANUFACTURING POLAND SP.Z O.O.	コンプレッサー生産設備の増設

(b) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

該当事項はありません。

(c) 生産能力に重要な影響を及ぼす売却および撤去

該当事項はありません。

C. 資金調達状況

当社グループは、資金繰りの安定化を目的に、国内外の金融機関より長期借入金122億円の調達を実施し、借入期間の長期化を図りました。なお、当社は、安定的な資金調達を図るために、金融機関数社とシンジケートローン契約を締結しています。本契約には、一定の財務制限条項が付されており、当社の財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。平成27年3月末現在において、当社は本財務制限条項には抵触していません。

D. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成26年5月22日付で締結した吸収分割契約について同年6月20日開催の当社第88期定時株主総会の承認を経て、平成27年4月1日を効力発生日として、以下の内容により当社の事業を当社100%子会社である承継会社7社へ吸収分割いたしました。

なお、当該承継会社7社は、各承継会社における株主総会の決議を経て、以下のとおり商号変更を行っております。

承継会社の名称	事業の内容
サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社	自動車空調システム事業
サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社	自動車空調用コンプレッサー事業
サンデン・リテールシステム株式会社	流通システム事業
サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社	住環境システム事業
サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社	自然系冷媒コンプレッサー事業
サンデン・アドバンステクノロジー株式会社	技術開発機能に関する事業
サンデン・ビジネスエキスパート株式会社	総務、経理、人事、物流等の業務に関する機能に関する事業

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 86 期 (平成23年度)	第 87 期 (平成24年度)	第 88 期 (平成25年度)	第 89 期 (当連結会計年度) (平成26年度)
売上高 (百万円)	214,282	241,780	274,786	306,984
経常利益 (百万円)	300	253	4,976	10,314
当期純利益 (百万円)	1,204	1,084	5,843	5,580
1株当たり当期純利益	8円84銭	7円96銭	42円65銭	40円40銭
総資産 (百万円)	212,300	247,387	277,920	299,265
純資産 (百万円)	48,199	52,961	65,651	75,677
1株当たり純資産額	331円08銭	364円35銭	443円68銭	510円80銭
自己資本比率	21.3%	20.1%	22.1%	23.6%

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 売上高には、消費税等（消費税および地方消費税をいう。）は含まれておりません。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SANDEN OF AMERICA INC.	78百万 米ドル	100%	米国子会社の経営管理ならびに資金の調達および運用
SANDEN INTERNATIONAL (U.S.A.) ,INC.	18百万 米ドル	※ 100%	米国地域における自動車機器の製造および販売
SANDEN INTERNATIONAL (EUROPE) LTD.	26百万 ユーロ	100%	欧州地域における自動車機器の販売および開発ならびに流通システム機器および環境システム機器の販売
SANDEN MANUFACTURING EUROPE S.A.S.	33百万 ユーロ	※ 100%	欧州地域における自動車機器および環境システム機器の製造
SANDEN MANUFACTURING POLAND SP.Z O.O.	152百万 ポーランドズロチ	※ 100%	欧州地域における自動車機器の製造および販売
SANDEN INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE.LTD.	6百万 シンガポールドル	100%	アジア・中近東地域における自動車機器の製造および販売

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. ※印は子会社保有の株式を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、重点基本戦略である「環境技術を軸とした売上成長」、「体質改革による事業競争力強化」、「経営システム改革による経営革新」に積極的に取り組んでおり、その一環として、平成27年4月1日に持株会社体制へ移行し、グループ全体の企業価値を最大化するため新経営体制を発足いたしました。

持株会社体制への移行は、①グローバル経営機能の強化、②事業競争力の強化、③新商品開発力の強化、④グループ経営効率の追求を目的とし、重点基本戦略の実現に向けて、全社一丸となって取り組んでまいります。

- A. 環境技術を軸とした売上成長
 - (a) 成長市場でのサプライチェーン強化による販売拡大
 - (b) 顧客ニーズを捉えた環境商品開発による市場シェア拡大
 - (c) 先端環境技術の展開による新規事業分野の開拓
 - (d) システム技術の開発強化による新領域商品の拡大
- B. 体質改革による事業競争力強化
 - (a) グローバルエリア戦略による最適調達の推進
 - (b) 製造技術革新によるモノづくり基盤の強化
 - (c) ムダの徹底排除による高効率生産システムの確立
 - (d) 市場環境に即応するグローバル開発プロセスの再構築
 - (e) グローバルサプライチェーンの再構築による高効率オペレーションの追求
- C. 経営システム改革による経営革新
 - (a) 新体制での最適ガバナンス体制確立によるグループ企業価値の最大化
 - (b) スピードある意思決定プロセス構築による機動的な業務執行の実現
 - (c) グローバル人材の活用およびダイバーシティーの推進によるマネジメント強化
 - (d) I Tインフラの抜本的な見直しによるグローバル I T基盤の整備
 - (e) グループ共通機能の集約による間接業務効率化の推進

当社グループは、これらの課題に対する取組みにより、ステークホルダーの期待に応え続け、法令の遵守をはじめとするコンプライアンスの徹底、およびC S R、環境への取組み等の推進により、企業の社会的責任を果たしてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社57社および関連会社10社で構成され、自動車機器、流通システムおよびその他の製品の製造販売を主な事業内容とし、さらに各事業に関連する物流、研究およびその他のサービス等の事業活動を展開しております。

なお、事業内容区分および主要な製品は以下のとおりであります。

区 分	主 要 製 品
自動車機器事業 カーエアコン部門 カーエアコン用コンプレッサー部門	カーエアコンシステム カーエアコン用コンプレッサー
流通システム事業 ベンディングシステム部門 店舗システム部門	清涼飲料自動販売機 冷蔵冷凍ショーケースシステム 店舗用システムサービス
その他の事業	エコキュート 暖房・換気システム 他 遠隔監視／双方向性モデム

(6) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

A. 自動車機器事業拠点

国内 拠点	生産拠点 八斗島事業所（群馬県伊勢崎市）* 豊橋工場（愛知県豊橋市）* サンワテック(株)（群馬県太田市） サンワプレジジョン(株)（群馬県伊勢崎市） ミツクラテックス(株)（群馬県太田市） サンワアルテック(株)（群馬県伊勢崎市） (株)三和（群馬県前橋市） 旭産業(株)（埼玉県本庄市）**
海外 拠点	生産拠点 （生産・販売拠点を含む） SANDEN MANUFACTURING EUROPE S.A.S. (TINTENIAC, FRANCE) SANDEN MANUFACTURING POLAND SP.Z O.O. (POLKOWICE, POLAND) SANDEN INTERNATIONAL (U.S.A.) , INC. (TEXAS, U.S.A.) SANDEN MEXICANA, S.A. DE C.V. (COAHUILA, MEXICO) SANDEN INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE. LTD. (SINGAPORE) SANDEN AIRCONDITIONING (MALAYSIA) SDN. BHD. (SELANGOR DARUL EHSAN, MALAYSIA) 天津三電汽車空調有限公司（中華人民共和国天津市） 蘇州三電精密零件有限公司（中華人民共和国江蘇省） SANDEN INTERNATIONAL (MALAYSIA) SDN. BHD. (JOHORE, MALAYSIA) AUTOMOTIVE AIR-CONDITIONING TECHNOLOGY PHILIPPINES INC. (LAGUNA, PHILIPPINES) P.T. SANDEN INDONESIA (JAKARTA, INDONESIA) SANDEN MANUFACTURING MEXICO S.A. DE C.V. (COAHUILA, MEXICO) SANDEN (THAILAND) CO., LTD. (AYUTTHAYA, THAILAND) SANDEN VIKAS (INDIA) PVT.LTD. (HARYANA, INDIA) IRANIAN SANDEN INDUSTRIES (GHAZVIN, IRAN) ** 上海三電貝洱汽車空調有限公司（中華人民共和国上海市）** 上海三電汽車空調有限公司（中華人民共和国上海市）** 沈阳三電汽車空調有限公司（中華人民共和国沈阳市）** 重慶三電汽車空調有限公司（中華人民共和国重慶市） 販売拠点 SANDEN AL SALAM LLC (DUBAI, UNITED ARAB EMIRATES) ** 経営管理その他 SANDEN OF AMERICA INC. (TEXAS, U.S.A.)

B. 流通システム事業拠点

国内 拠点	<p>生産拠点 サンデン電装(株) (群馬県前橋市) 三和コーテックス(株) (群馬県伊勢崎市) ** サンワサーモテック(株) (群馬県伊勢崎市) サンワファブテック(株) (群馬県前橋市)</p> <p>施工・メンテナンス (株)エスディ・メンテナンス (東京都北区)</p>
海外 拠点	<p>生産拠点 (生産・販売拠点を含む) SANDENVENDO EUROPE S.P.A. (ALESSANDRIA, ITALY) SANDENVENDO AMERICA INC. (TEXAS, U.S.A.) 上海三電冷機有限公司 (中華人民共和国上海市) 上海三電環保冷熱系統有限公司 (中華人民共和国上海市) SANDEN INTERCOOL (THAILAND) PUBLIC CO., LTD. (SING BURI, THAILAND) **</p> <p>経営管理その他 THE VENDO COMPANY (CALIFORNIA, U.S.A.)</p>

C. 事業共通拠点等

国内 拠点	<p>本社* 本社 (群馬県伊勢崎市) 東京本社 (東京都台東区)</p> <p>生産拠点 (生産・販売拠点を含む) 赤城事業所 (群馬県前橋市) *</p> <p>販売拠点* 東北・北海道支社 (宮城県仙台市) 関東・信越支社 (群馬県伊勢崎市) 首都圏支社 (東京都台東区) 東海・北陸支社 (愛知県名古屋市) 関西・中四国支社 (大阪府吹田市) 九州支社 (福岡県福岡市) 他営業部12拠点、営業所5拠点</p> <p>その他 サンデンシステムエンジニアリング(株) (群馬県伊勢崎市) サンデン物流(株) (群馬県前橋市) サンデンファシリティ(株) (群馬県前橋市) サンデン不動産(株) (群馬県伊勢崎市) (株)ホンダカーズ高崎 (群馬県高崎市) 三共興産(株) (群馬県伊勢崎市)</p>
海外 拠点	<p>生産拠点 台湾三電股份有限公司 (台湾台北市)</p> <p>販売拠点 SANDEN INTERNATIONAL (EUROPE) LTD. (HAMPSHIRE, U.K.) SANDEN INTERNATIONAL (AUSTRALIA) PTY. LTD. (NEW SOUTH WALES, AUSTRALIA)</p>

(注) *印は当社、**印は関連会社、無印は子会社であります。

(7) 企業集団の従業員状況 (平成27年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度比増減
自動車機器事業	8,355 (1,569) 名	388 (△91) 名
流通システム事業	2,391 (667)	△24 (△2)
その他の事業	453 (80)	△19 (△17)
合計	11,199 (2,316)	345 (△110)

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	29,369百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	23,322
株式会社群馬銀行	20,400

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度におきましては、平成27年1月28日に公表いたしましたとおり、当社は、米国司法省との間で、自動車空調用コンプレッサーの販売に係る米国独占禁止法に違反する行為があったとして、罰金320万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意しております。

当社グループでは、企業理念をもとに法令等の遵守を基本として事業活動を行ってまいりましたが、今後の信頼回復に向けて、国内外のグループ会社において、コンプライアンス体制の更なる徹底を図ってまいります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- A. 発行可能株式総数 396,000,000株
B. 発行済株式の総数 140,331,565株
C. 株主数 9,030名
D. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,259千株	6.68%
サンデン取引先持株会	6,840	4.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,641	4.07
株式会社みずほ銀行	5,088	3.67
株式会社群馬銀行	5,087	3.67
大同生命保険株式会社	3,471	2.50
サンデン従業員持株会	3,465	2.50
牛久保智昭	2,771	2.00
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,970	1.42
天田清之助	1,754	1.26

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,628,761株）を控除して計算しております。
2. 上記大株主牛久保智昭氏は、平成27年1月19日に逝去されましたが、平成27年3月31日現在の株主名簿上の名義で記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

A. 取締役および監査役の状態（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	牛久保 雅 美	
代表取締役副会長	早 川 芳 正	
代表取締役社長	山 本 満 也	
専務取締役	高 橋 貢	
専務取締役	マーク ウルフィグ (Mark Ulfig)	
常務取締役	西 勝 也	
取締役	多 田 勇 夫	
取締役	尾 崎 英 外	SVPグローバル・アジアLLC経営諮問委員
常勤監査役	大 谷 貴 士	
監査役	土 金 琢 治	
監査役	杉 田 義 明	芙蓉総合リース株式会社社外監査役
監査役	江 前 公 秀	日本マクドナルドホールディングス株式会社社外監査役 公益財団法人東京財団資産運用委員長

- (注) 1. 取締役尾崎英外氏は、社外取締役であります。
2. 監査役土金琢治氏、監査役杉田義明氏および監査役江前公秀氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役尾崎英外氏、監査役土金琢治氏、監査役杉田義明氏および監査役江前公秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 中島寿夫氏、蔭山隆志氏および山中克己氏は、平成26年6月20日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

B. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	11名	362百万円
監 査 役	4	40
合 計 (うち社外役員)	15 (4)	402 (29)

- (注) 1. 上記には、平成26年6月20日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第81期定時株主総会において、年額5億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月24日開催の第82期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
5. 当社は、平成17年6月22日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

C. 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役尾崎英外氏は、SVPグローバル・アジアLLCの経営諮問委員を兼務しております。当社は同社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役杉田義明氏は、芙蓉総合リース株式会社の社外監査役を兼務しております。当社は同社との間に同社が提供するリースの利用に関する取引関係があります。
- ・監査役江前公秀氏は、日本マクドナルドホールディングス株式会社の社外監査役および公益財団法人東京財団の資産運用委員長を兼務しております。当社は同社および同財団との間に特別な関係はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役尾崎英外	13回	100%	—	—
監査役土金琢治	13	100	14回	100%
監査役杉田義明	13	100	14	100
監査役江前公秀	13	100	14	100

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役尾崎英外氏は、取締役会において主に経営戦略、事業計画その他の幅広い見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役土金琢治氏は、取締役会および監査役会において主に経営方針および経営管理の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言その他の発言を行っております。

監査役杉田義明氏は、取締役会および監査役会において主に事業計画およびコンプライアンスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言その他の発言を行っております。

監査役江前公秀氏は、取締役会および監査役会において主に経営判断の合理性の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言その他の発言を行っております。

なお、当社は、米国司法省との間で、自動車空調用コンプレッサーの販売に係る米国独占禁止法に違反する行為があったとして司法取引に合意しておりますが、社外取締役の尾崎英外氏ならびに社外監査役の土金琢治氏、杉田義明氏および江前公秀氏は、日頃から取締役会等において法令等の遵守の視点に立った助言・提言を行っており、発覚後においてはコンプライアンスの重要性を更に強調し法令違反の予防に努めております。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

A. 名称 有限責任 あずさ監査法人

B. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	72,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

C. 当社の会計監査人以外の状況

当社の重要な子会社のうち SANDEN INTERNATIONAL (U.S.A.) ,INC.、SANDEN INTERNATIONAL (EUROPE) LTD.ほか4社は、KPMGメンバーファームの監査を受けております。

D. 解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の業務執行状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

A. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は法令等遵守（以下、「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、社内規程において明確化し、その徹底を図るため、以下のような体制を構築します。

- (a) 当社の役員およびそこで働く従業員にとってコンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、コンプライアンスを徹底するため、総務本部を主管部門として定め、コンプライアンスに関する重要な問題は、経営会議・取締役会で審議し、決定します。また部門別コンプライアンス責任者および担当者を選任し、コンプライアンスの徹底に取り組みます。内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査します。
- (b) コンプライアンスの内容は、「理念ハンドブック」に定め、役員・従業員に対し階層別コンプライアンス教育を実施します。
- (c) コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに総務本部に報告する体制を構築します。また従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合に対応して、内部通報制度として社内外にホットラインを設置します。
- (d) コンプライアンスの徹底のための取組みの状況については、取締役会および監査役会に定期的に報告します。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の文書および電磁的記録の保存および管理を徹底するため、社内規程において明確化し、以下のような体制を構築します。

- (a) 文書および電磁的記録の管理は総務本部を主管部門とし、それぞれ部門別に文書管理責任者およびITセキュリティ管理責任者を配置し、文書および電磁的記録の作成・保管・廃棄に至る管理を行います。
- (b) 取締役および監査役は、必要に応じ文書または電磁的記録の閲覧を行います。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、社内規程において明確化し、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。

- (a) 経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを統合的に把握し、リスク管理を徹底するため、管理本部を主管部門とします。また各部門ごとのリスク管理については部門長が責任者となり、リスク管理の徹底に取り組む等、平時の予防体制を整備します。
- (b) 社内規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生または発生する恐れがある場合の体制を事前に整備するように努め、重要なリスク管理の問題については、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
- (c) 内部監査部門はリスク管理体制の有効性を監査し、取締役会・監査役会・経営会議等へ報告します。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会の意思決定の妥当性と透明性の向上を図るため、社外取締役を設置します。
- (b) 平成11年に経営意思決定機能および業務執行監督機能と業務執行機能との分離を狙いとし、執行役員制度を導入しています。

- (c) ビジョン実現のための経営の最重要ツールとして中期経営計画、年度経営計画を位置づけ、全社経営品質改革活動「STQM」に基づき計画の目標設定と活動体系を定め、執行役員に役割を分担させ、効率的な業務執行ができる体制とします。
 - (d) さらに、仕事の見直し、IT化等を通じ、常に業務の効率化を推進します。
- E. 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社およびグループ各社における内部統制については、社内規程において明確化し、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。
- (a) 当社は、グループ会社の業務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築し、当社グループ共通の「理念ハンドブック」の配付、内部通報制度を構築するなど、当社と同様の取組みを実施します。
 - (b) 当社は、グループ会社管理を徹底するため、各社に役員を派遣するとともに、管理本部を主管部門として定め、関係会社管理に関する重要な問題は、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
 - (c) 当社の本部長・事業部長・事業所長・支社長・支店長およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立および運用の責任と権限を有します。
 - (d) 内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を社長および各責任者に報告するとともに、内部統制の改善のための指導・助言を行います。
- F. 監査役職務を補助すべき従業員およびその独立性に関する事項
- (a) 取締役は、監査役のためにより、監査の実効性を高めかつ監査職務を円滑に遂行するための適切な従業員を監査役スタッフとして配置します。
 - (b) 監査役および監査役会の事務局は、管理本部に設置します。
 - (c) 監査役は監査役スタッフの指揮命令権を有し、監査役スタッフは監査役監査に必要な情報を収集する権限を有します。
 - (d) 監査役スタッフは監査役補助職務以外の職務を兼任し、監査役補助職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その異動・人事評価・懲戒処分については監査役と協議します。
- G. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役および従業員は、監査役に対して経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況その他経営上の重要な事項を定期的に報告します。
 - (b) 取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部通報制度に基づき通報された事実その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告します。
- H. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役および監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
 - (b) 監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図ります。
 - (c) 監査役または監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じます。

会社の業務の適正を確保するための当事業年度の取組み内容は以下のとおりであります。

平成26年度においては、米国司法省が進めてきた調査などを契機として、独占禁止法・競争法違反の再発防止の観点より、競合他社との接触等に関する社内ルールの徹底のための全社コンプライアンス態勢の点検と教育を拡充しました。さらに、国内営業拠点の内部統制教育の充実を図りました。

また、業務の有効性および効率性の向上のため、グループ各社の全部門の経営品質を更に高めるための活動の継続、内部統制自主点検の継続、当社グループ共通会計システムの海外現地法人への展開範囲の拡大などを行いました。

なお、持株会社体制移行に伴い、事業承継会社各社において平成27年4月1日に開催した取締役会にて、前記と同等の基本方針を決議しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

A. 会社支配に関する基本方針

当社は、株主・投資家の皆様、顧客、取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っており、ステークホルダーとの相互関係が当社の企業価値の源泉の重要な構成要素となっております。

従いまして、当社はステークホルダーとの信頼関係の構築・強化に努め、社会・環境・経済の全ての面においてバランスの取れた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社は上場会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、その意思により当社の経営を当社経営陣に委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務および事業の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきであると考えます。

しかしながら、わが国資本市場における大規模な買付等の中には、株主および投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは当社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案するための情報や十分な時間が提供されずに、突如として株式の大量の買付行為が強行されるものも見受けられます。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断いたします。

B. 会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、多数の投資家の皆様の中・長期的に当社への投資を継続していただくために、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

(a) 経営戦略による企業価値向上への取組み

1. (4)「対処すべき課題」(18頁)に記載のとおりです。

(b) コーポレート・ガバナンスの充実・強化による企業価値向上への取組み

昭和18年の創立以来、当社には創業の精神である「知を以て開き 和を以て豊に」が、企業文化として

脈々と受け継がれております。平成15年には、「国際社会の中で共感する普遍の価値観」および「ステークホルダーに対する基本姿勢」で構成される「企業理念」を制定しました。当社グループは、この「企業理念」をもとに、法令等の遵守を基本として経営の効率性・透明性等の経営品質を向上させるという観点からコーポレート・ガバナンスの強化に努め、国内外において、企業価値向上に向けた継続的な取組みを積極的に実施してまいります。

C. 不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、平成26年6月20日開催の当社第88期定時株主総会において、上記会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして導入した、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について、株主の皆様にご承認いただいております。

(a) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案が行われた際に、株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収を防止すること、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収を防止することおよび株主が当該提案を判断することが困難な場合に買収者に情報を提供させたり、あるいは、当社取締役会が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするため、必要な情報と検討時間および交渉力を確保すること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社が発行者である株券等につき株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、株券等所有割合が20%以上となる公開買付け等を適用対象とし、これらに該当する買付等を行おうとする者が現れた場合に買付者等に事前の情報提供を求めること、所定の発動事由に該当する買付等である場合には買付者等の有する当社の議決権割合の希釈化を目的として新株予約権の無償割当てを実施する場合があることなど、本プランの目的を実現するための必要な手続等を定めております。

本プランに従い、新株予約権の無償割当てが実施されないことが決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができます。この場合、株主の皆様において買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく当社株式等の大量買付を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあることが合理的根拠に基づき明らかであると判断されるような例外的な場合には、当社は、買付者等による権利行使は原則認められない等の行使条件および当社が買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる等の取得条項が付された新株予約権を、その時点における当社を除く全ての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または取得等の判断については、当社取締役会が最終的な判断を行います。当社取締役会の恣意性を排除し、その判断の客観性・合

理性を担保するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その公正で中立的な立場からの判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

当社は、こうした手続の過程について、適宜株主の皆様に対して情報の公表または開示を行い、その透明性を確保することとしております。

(c) 有効期間

本プランの有効期間は、平成26年6月20日開催の当社第88期定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

D. 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断の概要

当社取締役会は、本プランが、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、株主総会での承認により発効しており、株主意思を重視するものであること、独立性の高い社外者のみで構成される独立委員会の判断を重視し、独立委員会は必要に応じて独立した第三者専門家の意見が取得できること、発動につき合理的な客観的要件を設定していること、デッドハンド型買収防衛策およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	173,749	流動負債	145,923
現金及び預金	20,597	支払手形及び買掛金	58,027
受取手形及び売掛金	87,351	短期借入金	47,937
商品及び製品	23,304	1年以内返済予定の長期借入金	10,754
仕掛品	6,978	未払金	11,325
原材料	13,894	リース債務	1,325
その他の棚卸資産	3,241	未払法人税等	828
繰延税金資産	2,735	賞与引当金	4,509
未収入金	5,237	売上割戻引当金	1,267
未収消費税等	3,543	製品保証引当金	2,142
その他	8,806	その他	7,805
貸倒引当金	△1,941	固定負債	77,663
固定資産	125,516	長期借入金	62,962
有形固定資産	90,849	リース債務	4,755
建物及び構築物	24,432	繰延税金負債	2,017
機械装置及び運搬具	30,190	退職給付に係る負債	3,657
工具器具備品	5,983	役員退職慰労引当金	179
土地	19,246	環境費用引当金	505
リース資産	5,872	その他	3,586
建設仮勘定	5,123	負債合計	223,587
無形固定資産	4,823	[純資産の部]	
のれん	591	株主資本	62,739
リース資産	115	資本本金	11,037
その他	4,116	資本剰余金	4,453
投資その他の資産	29,842	利益剰余金	48,438
投資有価証券	25,760	自己株式	△1,190
退職給付に係る資産	62	その他の包括利益累計額	7,814
繰延税金資産	2,191	その他有価証券評価差額金	4,625
その他	2,038	繰延ヘッジ損益	△102
貸倒引当金	△209	為替換算調整勘定	4,934
		退職給付に係る調整累計額	△1,642
		少数株主持分	5,123
		純資産合計	75,677
資産合計	299,265	負債・純資産合計	299,265

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		306,984
売上原価		249,738
売上総利益		57,246
販売費及び一般管理費		47,838
営業利益		9,407
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	185	
為替差益	1,343	
持分法による投資利益	2,518	
その他	1,240	5,328
営業外費用		
支払利息	2,687	
その他	1,733	4,421
特別利益		10,314
固定資産売却益	95	
投資有価証券売却益	22	
その他	106	223
特別損失		
固定資産処分損	1,103	
投資有価証券評価損	16	
独占禁止法関連損失	385	
市場対策費用	896	
その他	147	2,550
税金等調整前当期純利益		7,988
法人税、住民税及び事業税		1,280
法人税等調整額		629
少数株主損益調整前当期純利益		6,078
少数株主利益		498
当期純利益		5,580

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から）
（平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年4月1日 期首残高	11,037	4,453	44,239	△1,178	58,553
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,382		△1,382
当期純利益			5,580		5,580
自己株式の取得				△12	△12
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 （純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	4,198	△12	4,186
平成27年3月31日 期末残高	11,037	4,453	48,438	△1,190	62,739

	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 調 整 勘	退 職 給 付 係 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
平成26年4月1日 期首残高	2,532	△22	807	△579	2,738	4,359	65,651
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,382
当期純利益							5,580
自己株式の取得							△12
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 （純額）	2,093	△80	4,126	△1,062	5,076	764	5,840
連結会計年度中の変動額合計	2,093	△80	4,126	△1,062	5,076	764	10,026
平成27年3月31日 期末残高	4,625	△102	4,934	△1,642	7,814	5,123	75,677

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	82,736	流動負債	74,380
現金及び預金	7,451	支払手形	5,123
受取手形	1,846	買掛金	28,546
商品及び仕掛品	46,971	短期借入金	21,164
貯蔵品	968	1年内返済予定の長期借入金	4,924
生産品	7,108	リース負債	772
生産品	3,024	未払費用	8,058
生産品	567	未払引当金	1,079
生産品	1,481	賞与引当金	2,714
生産品	3,845	売上戻引当金	463
生産品	9,388	製品保証引当金	1,033
税金等	552	その他	498
その他	563	固定負債	50,129
引当金	△1,033	長期借入金	44,323
固定資産	80,322	役員退職慰労引当金	179
有形固定資産	34,811	繰上保引当金	2,988
建物	9,120	繰上保引当金	30
構築物	1,334	繰上保引当金	1,268
機械及び装置	3,584	繰上保引当金	1,338
車両運搬具	4	負債合計	124,509
工具器具	2,020		
土地	14,547	[純資産の部]	
建物	3,237	株主資本	33,944
建設仮勘定	962	資本金	11,037
無形固定資産	2,911	資本剰余金	4,453
特許権	7	資本準備金	4,453
著作権	104	その他資本剰余金	0
リース資産	2,761	利益剰余金	19,336
その他	22	その他利益剰余金	19,336
その他	15	繰越利益剰余金	19,336
投資資産	42,599	自己株式	△884
投資有価証券	12,542	評価・換算差額等	4,604
関係会社出資	20,764	その他有価証券評価差額金	4,604
長期貸付金	8,078		
前払費用	16		
その他	62		
引当金	1,343		
引当金	△206		
資産合計	163,059	純資産合計	38,549
		負債・純資産合計	163,059

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	163,359
売上原価	134,155
売上総利益	29,204
販売費及び一般管理費	25,684
営業利益	3,519
営業外収益	
受取利息	34
受取配当金	4,078
受取賃貸料	68
為替差益	1,441
雑収入	122
営業外費用	
支払利息	758
租税公課	319
雑損失	236
経常利益	7,949
特別利益	
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	22
その他	105
特別損失	
固定資産処分損	967
投資有価証券評価損	16
独占禁止法関連損失	385
市場対策費用	896
その他	54
税引前当期純利益	5,762
法人税、住民税及び事業税	△88
法人税等調整額	665
当期純利益	5,185

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 本 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成26年4月1日 期首残高	11,037	4,453	-	4,453	15,538	15,538	△872	30,157
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,387	△1,387		△1,387
当期純利益					5,185	5,185		5,185
自己株式の取得							△12	△12
自己株式の処分			0	0			0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	3,798	3,798	△12	3,786
平成27年3月31日 期末残高	11,037	4,453	0	4,453	19,336	19,336	△884	33,944

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年4月1日 期首残高	2,522	2,522	32,680
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,387
当期純利益			5,185
自己株式の取得			△12
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2,082	2,082	2,082
事業年度中の変動額合計	2,082	2,082	5,868
平成27年3月31日 期末残高	4,604	4,604	38,549

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

サンデンホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 尾 淳 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鹿 島 高 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンデンホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンデンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

サンデンホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小尾 淳一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 高弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンデンホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、会社は平成27年4月1日付で会社分割により持株会社体制へ移行している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、管理本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的としたものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

サンデンホールディングス株式会社 監 査 役 会

常勤監査役	大	谷	貴	士	Ⓢ
社外監査役	土	金	琢	治	Ⓢ
社外監査役	杉	田	義	明	Ⓢ
社外監査役	江	前	公	秀	Ⓢ

以 上

サンデングループは、グループとしての普遍的な価値感や基本姿勢を体系化し、創業60周年にあたる2003年に、企業理念として制定しました。企業理念はサンデングループが持続的に成長し、社会から信頼される企業であり続けるために、グローバルで活躍する18,000名の社員^{*}が共有する企業活動の原点です。 ※関連会社含む

理念体系 グローバル エクセレント カンパニーズを目指して



創業の精神	<p>知を以て開き 和を以て豊に</p> <p>「知力により開発・開拓し、みんなの力を合わせ繁栄しよう」という意味です。</p>
社是	<ul style="list-style-type: none"> 一、顧客のためになるよい製品を作ります 一、仕事を通じて社会福祉と文化の向上に寄与します 一、自己啓発に努め誇り高き会社の建設に努力します <p>会社創業以来の社員の行動軸です。</p>
企業理念	<p>サンデングループが「グローバル エクセレント カンパニーズ」として果たす企業行動の原点を示すものです。</p>
経営方針	<p>品質力とグローバル力を基礎に環境をコアにして次の成長を果たす。</p>

経営方針

サンデングループは、2009年6月に「品質力とグローバル力を基礎に環境をコアにして次の成長を果たす」という経営方針を定めました。この経営方針のもと、ステークホルダーの皆様へ信頼される「グローバル エクセレント カンパニーズ」の実現を目指しています。そしてすべての企業活動は経営方針を軸として取組を行っています。

経営方針

環境から企業価値を創造する
 現有の強みを基礎に、「環境」をコアにして次の成長を果たす

環 境

「技術開発」と「社会貢献」を通して新たな価値創造に取り組み、持続可能な社会への貢献をしています。

グローバル力
(創造)

23カ国・地域、54拠点をベースに、お客様の近くで生産するという方針のもと、生産・調達の現地化を積極的に進め、欧州・米州・アジア各地域における現地生産体制の整備・拡大を進めています。

品質力
(STQM)

世界トップクラスの経営品質を目指して、1994年から独自の経営品質改革活動「Sanden Total Quality Management (STQM)」を展開しています。

■ NPO法人「産業観光学習館」を設立

2014年5月、6月に世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」を支援するため、サンデンコミュニケーションプラザ（埼玉県本庄市）に、NPO法人産業観光学習館を設立しました。産業観光学習館は、次世代の子供達や世界中の人々に、明治の絹産業遺産群の価値について理解を深めてもらうとともに、体験型観光学習を通して産業の未来をつくる人材を育成することを目的としています。



世界遺産 荒船風穴



世界遺産 富岡製糸場



世界遺産 高山社跡



世界遺産 田島弥平旧宅



サンデンコミュニケーションプラザ

■ 新拠点をフランスに開設



7月1日、欧州における環境対応事業を拡大させる為、サンデン・エンバイロメンタル・ソリューションズ（Sanden Environmental Solutions）をフランス・レンヌに開設し、営業を開始しました。今後、サンデングループは、自然冷媒CO₂を用いたデバイスをはじめ、モジュール・システム商品及びサービスの提供を通じて、日本・欧州の2拠点を軸としたグローバル展開を加速させてまいります。

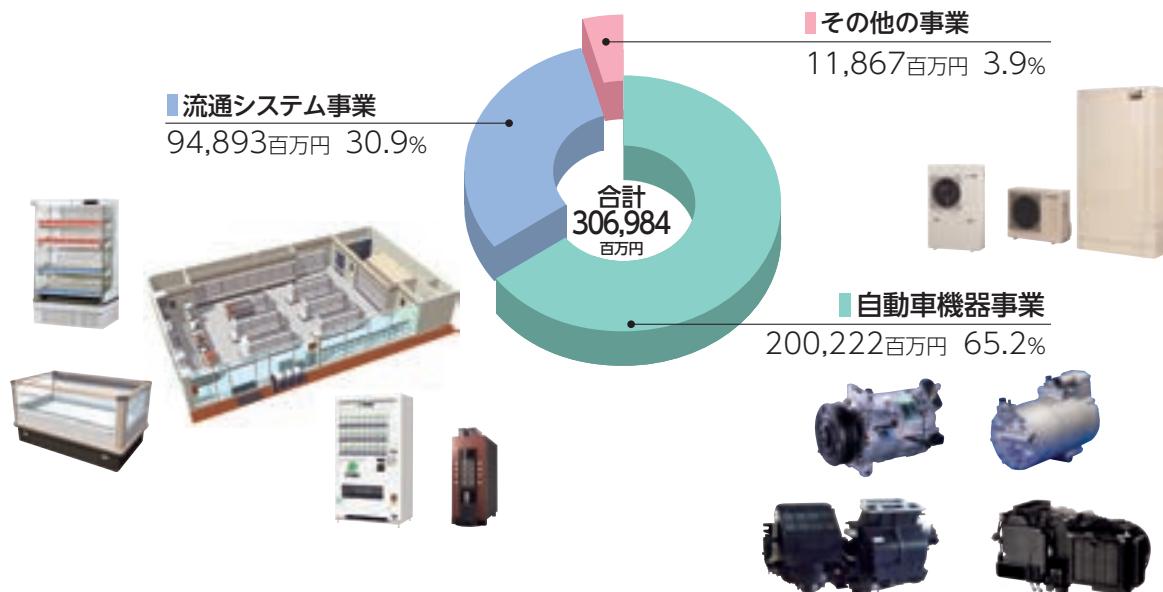
- ◆主要な事業内容 ①欧州における住環境、流通、新事業商品の販売
②CO₂システムグローバルプロモーション

■ 第8回STQM世界大会 中国・上海で開催

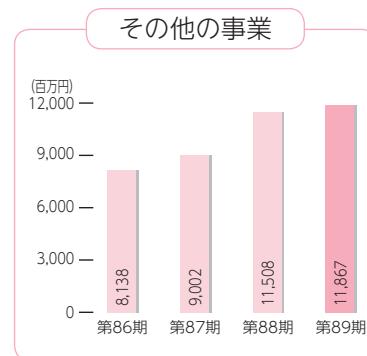
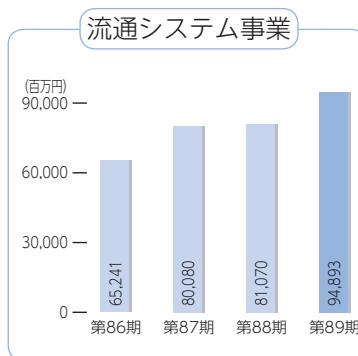
10月25日、中国・上海にて「第8回STQM世界大会」を開催しました。海外23ヵ国・地域54拠点で活動する全1,200サークルから、各ブロックを勝ち抜いた15サークルが出場しました。2003年から、日本、シンガポール、フランス、アメリカで世界大会を開催しており、今回は初めての中国での開催となりました。



セグメント別売上高構成比



セグメント別売上高推移



事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 そのほか必要があるときは、 あらかじめ公告して定めた日
上場証券取引所	東京証券取引所
単元株式数	1,000株
公告方法	当社のホームページ (http://www.sanden.co.jp) に掲載する。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞および上毛新聞に掲載する。

株主名簿管理人 および特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031
(インターネット) (ホームページURL)	http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

【株式に関する住所変更等のお届けおよびご照会について】

証券会社の口座をご利用の場合は、上記の三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。

証券会社の口座のご利用がない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といえます。）を開設しております。特別口座についてのご照会および住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

ホームページのご案内

当社Webサイトでは、最新情報を随時更新しておりますので、是非ご覧ください。

<http://www.sanden.co.jp/ir/>



株主総会会場ご案内図

日時 2015年6月19日（金曜日）午前10時

会場 埼玉県本庄市沼和田961番地
サンデンコミュニケーションプラザ 会議室
電話 0495 (23) 1211



**サンデン
コミュニケーションプラザ**



- 電車でお越しの方は、
JR 高崎線 本庄駅より 車で10分
上越・北陸新幹線 本庄早稲田駅より 車で15分
- 車でお越しの方は、
関越自動車道 本庄児玉インターチェンジより 15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。